

2020 年 5 月 7 日作成
2020 年 8 月 21 日 赤字部分追記

新型コロナウイルス

感染症対応手順

【居宅介護事業所】

2020 年 5 月 7 日作成
2020 年 8 月 21 日更新

【居宅介護事業所】

新型コロナウイルス感染が発生した場合の手順

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の扱いとする

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」とは

- ①風邪の症状や発熱及び強いだるさ（倦怠感、息苦しさ、呼吸困難）がある者。
- ②医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって
P C R 陽性等診断が確定するまでの間の者

【共通項目】

- 1、新型コロナウイルス感染が疑われる人がでた場合は、協力医療機関に相談する。
- 2、下記の対応を行う。
 - ・情報共有と報告
 - ・消毒と清掃
 - ・濃厚接触が疑われる入居者と職員の特定
 - ・濃厚接触が疑われる入居者への適切な対応
 - ・濃厚接触が疑われる職員への適切な対応
- 3、保健所から指示が出た場合は、その指示に従う。

【入居者（本人）で疑われる人が発生した場合】

- 1、施設内にいる人（入居者・職員すべて）はすぐに液体石けんと流水で手洗いし、うがいをしたあとにマスクを着用する。（不織布マスク）
入居者は全室居室対応とし、管理者及び本部へ第一報を入れる。
来客制限（家族も含む）を行い、必要な業者の物品の受け渡しは玄関で行う。
- 2、感染が疑われる入居者のことを協力医療機関（主治医・訪問看護）へ電話連絡する。
保健所などに設置されている相談窓口へ電話連絡を行い指示を受ける。

□新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口

0120-565653（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

□札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口

011-632-4567（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

□札幌市保健所（代表番号）

011-622-5151（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

□札幌市保健所（新型コロナウイルス対策）

011-676-3465（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

□帰国者・接触者相談センター：#7119 または 272-7119

（24 時間・年中無休）

上記のいずれかの窓口にご相談ください。

※ここでの「症状」とは、発熱、呼吸器症状、味覚・嗅覚異常のいずれかがある場合を指します。

<相談の際のお願い>

①症状のある方が、障がい福祉施設の「従業員」、「入居者」、
「利用者（通所、訪問などの入居以外の利用者）」の
いずれに該当するのかを初めに必ずお伝えください。

②必ず施設名をお知らせください。

③誰にどのような症状が出ているかをご説明ください。

④PCR 検査を受けることが決まりましたら、速やかに障がい福祉課（011-211-2938）までご報告ください。

その後、どのように対応するかなどは指示に従う。

施設職員全員に情報共有を行う。

厨房業者にも連絡、食事提供については保健所からの指示に従う。

※感染が疑われる入居者が「感染者」と判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者は原則入院となる。但し場合によっては症状などにより保健所の判断に従うことになる場合もある。

- 3、感染者として確定された場合は、指定権者（札幌市障害福祉課もしくは介護保険課）へ電話連絡を行う。各関係機関・ケアマネージャー・相談支援専門員・家族等へ連絡を行う。

※居室対応期間は、保健所の指示に従う。

- 4、この入居者と濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

※濃厚接触が疑われる人とは

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人と同室または長時間の接触があった人
- ・適切な感染防護（マスク等）なく、新型コロナウイルス感染が疑われる人を看護・介護していた人
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人の気道分泌液（痰や体液等）、排泄物などの汚染物質に手袋なく直接接触した可能性が高い人

※濃厚接触者については 14 日間に渡り健康状態を観察することとし、以下の対応は感染者との最終接触から 14 日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

①濃厚接触が疑われている段階では

風邪の症状や発熱、倦怠感などがある場合は自宅待機を行い、その後は保健所の指示に従う。症状がない場合は、保健所と相談の上、ほかの職員数の状況などを踏まえて対応する。

②保健所から「濃厚接触者」と確定された場合は

自宅待機を行い保健所の指示に従う。職場復帰については発熱などの有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。（管理者は、運営上必要な人数の確認を行う）

- 5、同じように、この入居者と濃厚接触が疑われる入居者を特定する。

（※濃厚接触者が疑われる人の判断基準は上記※と同様）

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」

「その他の入居者」を選別し、それぞれが分かるように居室の入り口に印をつけ、全職員と情報共有する。また介護などのお世話する職員は担当を分けて対応する。

※感染者として確定された入居者・濃厚接触と確定された入居者の対応は

管理者・副管理者・サ提供者が主体となって対応を行う。

※サービスを提供する者うち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」 「濃厚接触と確定された

入居者（疑われている段階も同様）」の居室の前に感染グッズを配置する。

※感染グッズとは、

不織布マスク・防護服（使い捨てエプロン）・ヘアキャップ・使い捨て手袋・
シューズカバー・ビニール袋（大）・消毒用エタノール・漂白剤薄め液 0.05%スプレー
専用のごみ袋（ポリバケツ蓋付き）・ゴーグル・フェイスシールド

- 6、「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」は、その入居者の部屋の換気をサービスの都度十分に行う。※居室用：チェックシートへ記入

居室の中を消毒用エタノールで清拭（手すりやドアノブは漂白剤薄め液 0.05%スプレーが効果的）する。

保健所から消毒・清掃について指示があるときは、その指示に従う。

入居者はマスクを着用。

担当職員もケアの際にはその都度、不織布マスク・防護服（使い捨てエプロン）
ヘアキャップ・シューズカバー・手指消毒を行ってから使い捨て手袋・ゴーグル・フェイスシールドを着用する。

居室を出た際に脱いだものはビニール袋に入れ、漂白剤薄め液 0.05%を吹きかけ口を閉じ専用のごみ箱に捨てる。（その場合吸引すると有害であるので注意すること）

※防護服については数に限りがある為、次亜塩素酸ナトリウム液で消毒し・繰り返し使用（次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬し、洗濯機にて洗浄・脱水を行い乾燥させる）

ケアの開始時と終了時には必ず液体せっけんと流水の手洗い及び消毒用エタノールによる手指消毒を行う。手洗いや手指消毒をする前に顔（目・鼻・口）を絶対に触らない。

- 7、「その他の入居者」の居室も消毒用エタノールで清掃（手すりやドアノブはハイター薄め液 0.05%が効果的）する。

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の同室同様に部屋の換気をサービスの都度十分に行う。

※居室用：チェックシートへ記入

- 8、共用スペースの消毒・清掃を行う。

使い捨て手袋を着用し、消毒用エタノールで清掃（手すりやドアノブは漂白剤薄め液 0.05%が効果的）する。

保健所から消毒・清掃について指示があるときは、その指示に従う。

- 9、共用スペースの換気を 1 時間毎に 10 分行う。

- 10、バイタル測定は 1 日 3 回（朝・昼・夕）に測定する。

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」に使用する体温計や血圧計は可能な限り専用のものを用意する。

パルスオキシメーターなど、共用で使用するものは消毒用エタノールで都度清拭する。

- 1 1、食事は各居室で行う。食事前に入居者に対し、液体石けんと流水による手洗いを実施する。

※食事は厨房業者にて対応・食器類は厨房にて消毒

厨房員が特定の場所に配膳をし、担当職員は配膳・下膳を行い、下膳の際は担当職員で漂白剤薄め液 0.05%を吹きかけ、特定の場所へ下膳。

(その場合吸引すると有害であるので注意すること)

その後、厨房員は特定の場所から厨房へ下膳し消毒。

万が一ふきん等を使用した場合は、使用後に洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後、洗浄する。

※原則として除菌シート等の使い捨ての物を使用する。

- 1 2、入居者には食事時間以外に水分補給のための飲み物を提供する。

日中に提供する時はペットボトルではなく、紙コップを使用し 2～3 口で飲み干せるくらいの量の飲み物を午前中に 2 回、午後に 2 回を目安に提供する。

居室対応の際にはストレスも溜まりやすく、運動不足にもなるため「声かけ」など行い、少し体を一緒に動かすなど気分転換にも配慮する。

ご自分で水分補給の意識がもてる入居者には就寝前にペットボトル（小）の飲み物など渡してこまめな水分補給をしてもらう。

※身体状況により、水分補給の訪問回数は調整する。

- 1 3、排泄は、居室のトイレを使用する。居室にトイレがない場合は、

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」が使用するトイレと「その他の入居者」が使用するトイレを分ける。

トイレの中に、ゴミ袋（中）・漂白剤薄め液 0.05%スプレーを準備。

ゴミ捨て場（ごみ置き場）に専用のごみ箱（ポリバケツ蓋付き：蓋に「感染性廃棄物」と書いておく）を設置しておく。

「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」のトイレ介助の時やおむつ交換の時は、排泄物に直接触れない場合であっても不織布マスク・防護服（使い捨てエプロン）・使い捨て手袋・ゴーグル・フェイスシールドを着用し、介助後はビニール袋に入れ、漂白剤薄め液 0.05%を吹きかけて口を閉じ専用のごみ箱に捨てる。

交換したおむつやパットは、ゴミ袋（中）に入れ、漂白剤薄め液 0.05%を吹きかけて口を閉じ「感染性廃棄物」として専用のごみ箱に捨てる。

(その場合吸引すると有害であるので注意すること)

使用後トイレは洗浄し、漂白剤薄め液 0.05%で消毒する。

- 1 4、居室対応期間の入浴は原則として清拭で対応する。
「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の清拭で使用したタオルは、リースタオルの場合は業者に連絡し「汚染物」として熱水洗濯機（80℃で10分間）で洗浄後に乾燥などの処理ができるか相談する。
個人タオルの場合は、本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。その際の洗濯機は専用の台を決めておく。
- 1 5、「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」のリネンは、リースの場合は業者に連絡し「汚染物」として熱水洗濯機（80℃で10分間）で洗浄後に乾燥などの処理ができるか相談する。
個人の場合はご本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。その際の洗濯機は専用の台を決めておく。
「その他の入居者」のリネンは、通常通りの取り扱いとする。
- 1 6、「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定され他入居者（疑われている段階も同様）」の衣類はご本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。その際の洗濯機は専用の台を決めておく。「その他の入居者」の衣類は、通常通りの取り扱いとする。
- 1 7、「感染者として確定された入居者（入院していない場合）」「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋にいれて漂白剤薄め液 0.05%を吹きかけて口を閉じ「感染性廃棄物」として専用のごみ箱に捨てる。（その場合吸引すると有害であるので注意すること）
- 1 8、入居者の定期受診については、協力医療機関（主治医）に電話連絡し「電話などでの診療と定期薬の処方」、「透析の継続」について相談する。
受診料及び定期薬の支払については電話の診療の際に相談する。
※現在、主治医は患者に対し新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため既に診断されている慢性疾患の定期受診は電話などの通信機器で診察し、これまで処方されていた定期薬についてはFAX等で、患者が希望する薬局に送付し受け取ることが出来るとされている。
- 1 9、入居者の訪問看護・透析等については生命に関わる医療行為（摘便・浣腸・注射等）は今後どのように行うのか医療機関・担当訪問看護事業所・保健所等の関係者と協議した上、決定する。
- 2 0、通常運営に戻るまでは、保健所や指定申請を受けた自治体（札幌市障害福祉課・介護保険課）とこまめに連絡をとり、その都度出た指示に従い対応する。
出された指示内容は管理者及び本部とも情報共有しておく。
必要な情報は入居者・家族・職員に共有する。
- 2 1、新型コロナウイルス感染が疑われる人が発生してから、終息するまでの間、

入居者の状況やバイタルの記録や「実際にやったこと」「連絡した内容」「受けた指示」など時系列にしてすべて記録に残しておく。

【サービス提供にあたっての留意点】

- ・ サービス提供については、居宅介護事業所等が保健所と相談を行い、生活に必要なサービスを確保する。（食事・服薬・排泄・移乗介助等）
- ・ サービス時間の短縮 ※実施記録に記入するが、サービス算定はしなくてよい
- ・ やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 入浴は中止、必要に応じ清拭に切り替える。
- ・ 感染者として確定された入居者・濃厚接触と確定された入居者の対応は管理者・副管理者・サ提供者が主体となって対応を行う。
- ・ サービスを提供する者うち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

【職員（本人）で感染が疑われる人が発生した場合】

- 1、職員本人は自宅待機（事業所に絶対に来ない！）とする。
自身で保健所などに設置されている相談窓口へ電話連絡を行い指示を受ける。
その後、どのように対応するかなどは指示に従う。

☐ 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口

0120-565653（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

☐ 札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口

011-632-4567（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

☐ 札幌市保健所（代表番号）

011-622-5151（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

☐ 札幌市保健所（新型コロナウイルス対策）

011-676-3465（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

☐ 帰国者・接触者相談センター：#7119 または 272-7119

（24 時間・年中無休）

上記のいずれかの窓口にご相談ください。

※ここでの「症状」とは、発熱、呼吸器症状、味覚・嗅覚異常のいずれかがある場合を指します。

<相談の際のお願い>

- ①症状のある方が、障がい福祉施設の「従業員」、「入居者」、「利用者（通所、訪問などの入居以外の利用者）」のいずれに該当するのかを初めに必ずお伝えください。
- ②必ず施設名をお知らせください。
- ③誰にどのような症状が出ているかをご説明ください。
- ④PCR 検査を受けることが決まりましたら、速やかに障がい福祉課（011-211-2938）までご報告ください。

- 2、施設内にいる人（入居者・職員すべて）はすぐに液体石けんと流水で手洗いし、うがいをしたあとにマスクを着用する。（不織布マスク）
入居者は全室居室対応とし、管理者及び本部へ第一報を入れる。
来客制限（家族も含む）を行い、必要な業者の物品の受け渡しは玄関で行う。
※感染が疑われる職員が「感染者」として確定された場合は、原則入院となるが
症状等によっては自治体（札幌市障害福祉課・介護保険課）の指示に従うこととなる。
（軽症者対応の措置）
- 3、感染者として確定された場合、事業所からも保健所などに設置されている場所へ
「当事業所の職員に新型コロナウイルス感染者が出た」と電話連絡。
指定申請を受けた自治体（札幌市障害福祉課・介護保険課）へ電話連絡を行う。
今後の事業所の対応については保健所や自治体の指示に従う。
入居者の家族と施設職員全員に情報共用を行う。
厨房業者にも連絡。食事提供については保健所からの指示に従う。
- 4、この職員と濃厚接触が疑われる職員を特定する。

※濃厚接触が疑われる人とは

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人と同室または長時間の接触があった人
- ・適切な感染防護（マスク等）なく、新型コロナウイルス感染が疑われる人を看護・介護していた人
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人の気道分泌液（痰や体液等）、排泄物などの汚染物質に手袋なく直接接触した可能性が高い人

※濃厚接触者については14日間に渡り健康状態を観察することとし、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

①濃厚接触が疑われている段階では

風邪の症状や発熱、倦怠感などがある場合は自宅待機を行い、その後は保健所の指示に従

う。症状がない場合は、保健所と相談の上、ほかの職員数の状況などを踏まえて対応する。

②保健所から「濃厚接触者」と確定された場合は

自宅待機を行い保健所の指示に従う。職場復帰時期については発熱などの有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。（管理者は、運営上必要な人数の確認を行う）

5、同じように、この職員と濃厚接触が疑われる入居者を特定する。

（※濃厚接触者が疑われる人の判断基準は上記※と同様）

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」

「その他の入居者」を選別し、それぞれが分かるように居室の入り口に印をつけ、全職員と情報共有する。また介護などのお世話する職員は担当を分けて対応する。

※感染者として確定された入居者・濃厚接触と確定された入居者の対応は

管理者・副管理者・サ提供者が主体となって対応を行う。

※サービスを提供する者うち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の居室の前に感染グッズを配置する。

※感染グッズとは、

使い捨てマスク・防護服（使い捨てエプロン）・ヘアキャップ・使い捨て手袋・シューズカバー・ビニール袋（大）・消毒用エタノール・漂白剤薄め液 0.05% スプレー専用のごみ袋（ポリバケツ蓋付き）・ゴーグル・フェイスシールド

6、「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」は、

その入居者の部屋の換気をサービスの都度十分に行う。

※居室用：チェックシートへ記入

居室の中を消毒用エタノールで清拭（手すりやドアノブは漂白剤薄め液 0.05% スプレーが効果的）する。

保健所から消毒・清掃について指示があるときは、その指示に従う。

入居者はマスクを着用。

担当職員もケアの際にはその都度、不織布マスク・防護服（使い捨てエプロン）

ヘアキャップ・シューズカバー・手指消毒を行ってから使い捨て手袋・ゴーグル・フェイスシールドを着用する。

居室を出た際に脱いだものはビニール袋に入れ、漂白剤薄め液 0.05% を吹きかけ口を閉じ専用のごみ箱に捨てる。（その場合吸引すると有害であるので注意すること）

※防護服については数に限りがある為、次亜塩素酸ナトリウム液で消毒し・繰り返し使用（次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬し、洗濯機にて洗浄・脱水を行い乾燥させる）

ケアの開始時と終了時には必ず液体せっけんと流水の手洗い及び消毒用エタノールによる手指消毒を行う。手洗いや手指消毒をする前に顔（目・鼻・口）を絶対に触らない。

7、「その他の入居者」の居室も消毒用エタノールで清掃（手すりやドアノブは漂白剤薄

め液 0.05%が効果的)する。

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の同室同様に部屋の換気をサービスの都度十分に行う。※居室用：チェックシートへ記入

8、共用スペースの消毒・清掃を行う。

使い捨て手袋を着用し、消毒用エタノールで清掃(手すりやドアノブは漂白剤薄め液 0.05%が効果的)する。

保健所から消毒・清掃について指示があるときは、その指示に従う。

9、共用スペースの換気を 1 時間毎に 10 分行う。

10、バイタル測定は 1 日 3 回（朝・昼・夕）に測定する。

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」に使用する体温計や血圧計は可能な限り専用のものを用意する。

パルスオキシメーターなど、共用で使用するものは消毒用エタノールで都度清拭する。

11、食事は各居室で行う。食事前に入居者に対し、液体石けんと流水による手洗いを実施する。

※食事は厨房業者にて対応・食器類は厨房にて消毒

厨房員が特定の場所に配膳をし、担当職員は配膳・下膳を行い、下膳の際は担当職員でハイター薄め液 0.05%を吹きかけ、特定の場所へ下膳。

(その場合吸引すると有害であるので注意すること)

その後、厨房員は特定の場所から厨房へ下膳し消毒。

万が一ふきん等を使用した場合は、使用後に洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後、洗浄する。

※原則として除菌シート等の使い捨ての物を使用する。

12、入居者には食事時間以外に水分補給のための飲み物を提供する。

日中に提供する時はペットボトルではなく、紙コップを使用し 2～3 口で飲み干せるくらいの量の飲み物を午前中に 2 回、午後に 2 回を目安に提供する。

居室対応の際にはストレスも溜まりやすく、運動不足にもなるため「声かけ」など行い、少し体を一緒に動かすなど気分転換にも配慮する。

ご自分で水分補給の意識がもてる入居者には就寝前にペットボトル（小）の飲み物などを渡してこまめな水分補給をしてもらう。

13、排泄は、居室のトイレを使用する。居室にトイレがない場合は、

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」が使用するトイレと「その他の入居者」が使用するトイレを分ける。

トイレの中に、ゴミ袋（中）・漂白剤薄め液 0.05%スプレーを準備。

ゴミ捨て場（ごみ置き場）に専用のごみ箱（ポリバケツ蓋付き：蓋に「感染性廃棄物」と書いておく）を設置しておく。

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」のトイレ介助の時やおむつ

交換の時は、排泄物に直接触れない場合であっても不織布マスク・防護服（使い捨てエプロン）・使い捨て手袋・ゴーグル・フェイスシールドを着用し、介助後はビニール袋に入れ、ハイター薄め液0.05%を吹きかけて口を閉じ専用のごみ箱に捨てる。

交換したおむつやパットは、ごみ袋（中）に入れ、漂白剤薄め液0.05%を吹きかけて口を閉じ「感染性廃棄物」として専用のごみ箱に捨てる。

（その場合吸引すると有害であるので注意すること）

使用後トイレは洗浄し、漂白剤薄め液0.05%で消毒する。

- 14、居室対応期間の入浴は原則として清拭で対応する。

「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の清拭で使用したタオルは、リースタオルの場合は業者に連絡し「汚染物」として熱水洗濯機（80℃で10分間）で洗浄後に乾燥などの処理ができるか相談する。

個人タオルの場合は、本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。その際の洗濯機は専用の台を決めておく。

- 15、「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」のリネンは、リースの場合は業者に連絡し「汚染物」として熱水洗濯機（80℃で10分間）で洗浄後に乾燥などの処理ができるか相談する。

個人の場合はご本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。その際の洗濯機は専用の台を決めておく。

「その他の入居者」のリネンは、通常通りの取り扱いとする。

- 16、「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の衣類はご本人又は家族に了承を得て、次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤など）に浸漬後に洗濯、乾燥を行う。
その際の洗濯機は専用の台を決めておく。「その他の入居者」の衣類は、通常通りの取り扱いとする。

- 17、「濃厚接触と確定された入居者（疑われている段階も同様）」の鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋にいれて漂白剤薄め液0.05%を吹きかけて口を閉じ「感染性廃棄物」として専用のごみ箱に捨てる。

（その場合吸引すると有害であるので注意すること）

- 18、入居者の定期受診については、協力医療機関（主治医）に電話連絡し「電話などでの診療と定期薬の処方」、「透析の継続」について相談する。

受診料及び定期薬の支払については電話の診療の際に相談する。

※現在、主治医は患者に対し新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため

既に診断されている慢性疾患の定期受診は電話などの通信機器で診察し、

これまで処方されていた定期薬についてはFAX等で、患者が希望する薬局に送付し受け取ることが出来るとされている。

- 19、この職員本人または家族とは毎日連絡を取り合い状況を確認する。

そのやり取りはすべて時系列に記録に残しておくこと。

2020 年 5 月 7 日作成

2020 年 8 月 21 日 赤字部分追記

- 20、この職員が通常勤務ができ、施設が通常運営に戻るまでは、保健所や指定申請をうけた自治体等とこまめに連絡をとり、その都度出た指示に従い対応する。
出された指示内容は管理者及び本部とも情報共有を行う。
必要な情報は入居者・家族・職員に共有する。
- 21、「感染が疑われる職員」が発生してから、終息するまでの間、入居者の状況やバイタルの記録や「実際にやったこと」「連絡した内容」「受けた指示」など時系列にしてすべて記録に残しておく。

【その他の事例】

入居者本人または職員本人以外の人が「感染者」「濃厚接触者」と特定された情報が
入った場合の施設対応について、事例を下記にいくつか記載する。

事例 1、【職員の同居家族で感染者が発生した場合】

この場合は、職員本人も感染が疑われるため【職員（本人）で感染が疑われる人が発生した
場合】の対応に準ずる。

ただし、居宅介護のサービスに関しては人員状況、シフト状況によるのでその都度管理者
と協議の上、提供するサービスについて検討する。

※札幌市保健所によると、濃厚接触者と密に関わっていた職員・利用者に関しては隔離が必
須ではなく、施設事業所独自の対応でよいとのこと。

事例 2、【職員の同居家族が濃厚接触者と指定された場合】

職員の同居家族が、勤務先や学校などで感染者と接触し保健所などから「濃厚接触者」
と指定された場合は、職員本人も感染が疑われるため【職員（本人）で感染が疑われる人が
発生した場合】の対応に準ずる。

ただし、居宅介護のサービスに関しては人員状況、シフト状況によるのでその都度管理者
と協議の上、提供するサービスについて検討する。

※札幌市保健所によると、濃厚接触者と密に関わっていた職員・利用者に関しては隔離が必
須ではなく、施設事業所独自の対応でよいとのこと。

事例 3、【入居者が定期受診している病院で感染が発症した場合】

（入居者が透析や定期受診などで通っている病院で感染者が発生した場合）

- 1、この入居者が濃厚接触者なのか否かがすぐに判断できないので、念のためすぐに
居室対応にする。

管理者及び本部に第一報を入れる。

施設内にいる人（入居者・職員すべて）はすぐに液体石けんと流水で手洗いし、
うがいをしたあとにマスクを着用する。（不織布マスク）

保健所から連絡があった場合は、その指示に従う。

保健所から連絡がなかった場合は、保健所などに設置されている相談窓口へ連絡を行い、
事情を説明して指示を受ける。

来客制限（家族も含む）を行い、必要な業者の物品の受け渡しは玄関で行う。

□新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口

0120-565653（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

□札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口

011-632-4567（受付時間 毎日 9 時 00 分～21 時 00 分）

□札幌市保健所（代表番号）

011-622-5151（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

□札幌市保健所（新型コロナウイルス対策）

011-676-3465（受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分）

□帰国者・接触者相談センター：#7119 または 272-7119
（24 時間・年中無休）

上記のいずれかの窓口にご相談ください。

※ここでの「症状」とは、発熱、呼吸器症状、味覚・嗅覚異常のいずれかがある場合を指します。

<相談の際のお願い>

①症状のある方が、障がい福祉施設の「従業員」、「入居者」、「利用者（通所、訪問などの入居以外の利用者）」のいずれに該当するのかを初めに必ずお伝えください。

②必ず施設名をお知らせください。

③誰にどのような症状が出ているかをご説明ください。

④PCR 検査を受けることが決まりましたら、速やかに障がい福祉課（011-211-2938）までご報告ください。

2、施設職員全員に情報共有を行う。

厨房業者にも連絡。食事提供については保健所からの指示に従う。

3、この入居者と濃厚接触が疑われる職員を特定する。

※濃厚接触が疑われる人とは

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人と同室または長時間の接触があった人
- ・適切な感染防護（マスク等）なく、新型コロナウイルス感染が疑われる者を看護・介護していた人
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる人の気道分泌液（痰や体液等）、排泄物などの汚染

- 物質に手袋なく直接触れた可能性が高い人
- ※濃厚接触者については 1 4 日間に渡り健康状態を観察することとし、以下の対応は感染者との最終接触から 1 4 日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。
- 4、同じように、この入居者と濃厚接触が疑われる入居者を特定する。
(濃厚接触者が疑われる人の判断基準は上記※と同様)
「濃厚接触が疑われる入居者」と「その他の入居者」を選別し、それぞれが分かるように居室の入り口に印をつけ、全職員と情報共有する。また介護などのお世話する職員は担当を分けて対応する。
- ※この入居者が濃厚接触者と確定されていない段階でも、ここまではまず行っておく。**
- 5、保健所がこの入居者を「濃厚接触者」と確定した場合若しくは P C R 検査などを実施し「陽性」と判定された場合
【入居者（本人）で疑われる人が発生した場合】の対応に変更する。
- 6、入居者の定期受診については、協力医療機関（主治医）に電話連絡し「電話などでの診療と定期薬の処方」、「透析の継続」について相談する。
受診料及び定期薬の支払については電話の診療の際に相談する。
※現在、主治医は患者に対し新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため既に診断されている慢性疾患の定期受診は電話などの通信機器で診察し、これまで処方されていた定期薬については F A X 等で、患者が希望する薬局に送付し受け取ることが出来るとされている。
- 7、入居者の訪問看護・透析等については生命に関わる医療行為（排便・浣腸・注射等）は今後どのように行うのか医療機関・担当訪問看護事業所・保健所等の関係者と協議した上、決定する。

事例 4、【上記以外の内容が発生した場合】

その都度情報を共有し判断とする。

【情報が入ったら】

- ①まずは管理者及び本部へ第一報を入れ、念のため（濃厚接触者かもしれないと考え）対象者を居室対応にし、介護する職員も可能な限り固定する。
- ②その他の入居者や職員もマスク・換気・消毒など感染予防対策を強化する。
- ③管理者・相談員は入った情報を書き出して整理する。（各事業所で連携を図ること）
- ④足りていない情報を集めて、もう一度整理して書き出す（時系列に整理すること）
- ⑤厚生労働省などが出している根拠を元に、管理者・相談員は感染症対策委員会と対応を検討する。
- ⑥検討した内容で対応して良いか確認を行う。

【根拠参考①：濃厚接触者について】

(1)令和2年3月12日厚生労働省健康局結核感染症課の事務連絡での内容は下記の通り

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定者）と同居あるいは長期間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染予防無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

(2)令和2年3月19日ワムネット介護保険最新情報「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」の4ページ目

③濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルスが疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルスが疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

【根拠参考②：潜伏期間】厚生労働省Q&A（令和2年4月3日時点版）

平均5日前後、最長で14日（2週間）

但し、無症状の者もいるため14日間に渡り健康状態を観察することが推奨されている。

例) 事業所に出入りしている訪問看護の方が訪問している別の施設で感染が出た

- ①まずは知りえた情報を第一報として管理者及び本部に連絡する
- ②該当する入居者を念のため居室対応し、対応職員を固定する
- ③職員全員にその旨を周知
- ④その他の入居者や職員もマスク・換気・消毒など感染予防対策を強化する
- ⑤管理者または相談員は情報を整理する（時系列に書き出す）

入居者：〇〇さん⇒バイタル通常通り、体調はよい。

感染者：同市のサ高住の方（入居者か職員か不明、いつ陽性確定されたか不明）

濃厚接触者：訪問看護の〇〇さんが該当するのか不明
など、今ある情報を書き出す。

⑥足りない情報を集める。

サ高住の今の状況は？

感染者は誰？

訪問看護の方はその人との接点はあったのか？どのくらい出入りしていたのか？

最終日はいつか？

訪問看護の方は当施設にどのくらい出入りしていたか？最終日はいつか？

今、その訪問看護ステーションは営業しているか？

訪問看護の〇〇さんは通常通り動いているか？体調は？

などを確認し、もう一度書いて整理する。

入居者：〇〇さん⇒バイタル通常通り、体調はよい。

感染者：サ高住の入居者 1 名、スタッフ 1 名

サ高住の入居者は 3/22、23 市内での通夜葬儀に参加後クラスター疑いで
3/30 検査し陽性確定。すぐにサ高住は出入り禁止・消毒。

4/2 に職員が陽性確定。現在ほかの職員も検査中。併設のデイは休止中。

濃厚接触者：現在、疑わしき人すべて検査中。訪問看護は今のところ含まれていない。

訪問看護〇〇さん：サ高住にはこの方だけでなく他の看護師と交代で訪問。

この方が行った最終日は 3/27。

当施設に訪問した最終日は 3/30。

今回の感染者との接点なし、現在も勤務中。

訪問看護ステーション：通常営業

3 月 22 日～23 日：サ高住の入居者が通夜葬儀に参列

3 月 27 日：訪問看護〇〇さん、サ高住に訪問

3 月 30 日：訪問看護〇〇さん、当施設に訪問。

サ高住の入居者が陽性確定。サ高住は出入り禁止。

4 月 2 日：サ高住のスタッフが陽性確定

訪問看護〇〇さんが、サ高住に最後に行った日から本日で 8 日目

訪問看護〇〇さんが、サ高住に行った後に当施設に来てから本日で 5 日目

⑦管理者・相談員は感染症対策委員会と根拠を元に対応を検討する。

・訪問看護〇〇さんは「濃厚接触者」の「基準に当てはめてみると「濃厚接触者」と判断しにくい。

・現在、訪問看護ステーションは通常通り運営しており、〇〇さんも症状なく勤務している。

→ということは、今のところ保健所は訪問看護ステーションを濃厚接触者検査対象としていないと推定される。

2020 年 5 月 7 日作成
2020 年 8 月 21 日 赤字部分追記

以下の点を踏まえて、
この入居者を念のため、あと 2 日間居室対応とし 1 週間の体調確認後、利用者本人及び同居家族の体調を確認後に自宅待機解除とする。
但し、この間に訪問看護ステーションやサ高住の動向は随時確認し、対応変化あれば当事業所の対応も検討しなおす。
⑧健闘した内容で対応してよいか確認する。

新型コロナウイルス感染疑い発生時の各関係事業所への連絡チェックリスト

※生命に関わる医療行為（訪看による浣腸・注射等）
生命に関わる受診（透析等）は今後どのように行うのか医療機関・担当訪問看護
事業所・保健所等の関係者と協議した上、決定する。

- ☐ 家族
- ☐ 主治医
- ☐ ケアマネジャー
- ☐ 相談支援専門員
- ☐ 訪問看護
- ☐ 訪問リハビリ
- ☐ 在宅マッサージ
- ☐ 在宅調剤センター
- ☐ 外部利用事業所（生活介護・就労・移動支援・短期入所等）
- ☐ 訪問歯科
- ☐ 車椅子・装具等福祉用具の業者
- ☐ 理美容
- ☐ 訪問販売
- ☐ 紙おむつ配達業者（玄関で納品し、手分けして配布）
- ☐ クリーニング（玄関のみ）
- ☐ リネンリース業者（玄関のみ）
- ☐ 郵便・運送業・お弁当などの宅配（玄関のみ）
- ☐ その他、各利用者様と関わりのある関係機関・知人等

簡易フェースシート

利用者	生活介護事業	利用者 A
年齢	60歳以上	
区分	5	療育手帳 B一
主な作業	調理	
生活状況	単身 アパート暮らし みよりなし	
	居宅介護 ヘルパー利用 家事援助	
持病	なし 過去に中性脂肪高く、高脂血症予備群	

利用者A PCR検査受検 事例紹介

日時	曜日	時間	状況
1月5日	火	17:00 ～18:00	Aが、B事業所の家事援助の支援を受ける 本人(以下A)・ヘルパーは距離をとり、互いにマスクを着用していた
1月6日	水	10:00 ～12:00	Aが、当事業所にて調理作業を行う 作業は、職員2人、メンバー2人+Aで実施した その他、Aと車移動した職員が2名いた 職員A: 接触時間5分 職員B: 接触時間15分×2
1月7日	木	12:30	B事業所から以下の電話あり ・1/5火曜日に入ったヘルパーが、PCR検査陽性となった ・Aが濃厚接触者か保健所が判断でたら連絡が来る ・濃厚接触者なら、PCR検査となる 保健所との窓口はB事業所とした。 電話で報告受けた当事業所職員が、職員間LINEで一斉に報告内容を送信。 Aは、無症状・平熱。自宅へ帰すこととした。
		13:00	本件について、当事業所での対応窓口となる職員を決定した 情報収集と B事業所からの連絡系統を確認 濃厚接触者の場合、保健所によるPCR検査となることを確認 かかりつけ医へ以下の対応を確認 ・濃厚接触者に該当しない場合、かかりつけ医の指示でPCRを行えるか ★陽性だった場合の対応準備
		14:45	B事業所から連絡あり ①Aは濃厚接触者ではない。しかし、福祉事業所の利用者であることから、念のためPCR検査を行う事になった。 ②PCR検査キットは、B事業所が保健所まで取りに行き、防護服でA宅に伺い、唾液を採取。そのまま検査に回してくれることになった。 結果は翌日にでるとのこと。 ・陽性の場合 → 保健所の指示に従う ・陰性の場合 → 濃厚接触者ではないので 普段通りの生活に戻る
		15:00	翌日は当事業所を休所すると判断し、週末の予定もキャンセルする。 職員に一斉LINE 利用者全員・保護者・関係者に電話連絡する ホワイトボードに進捗状況を書き入れ、随時情報共有した。
		16:30	B事業所が、A宅にて防護服着用の上で唾液摂取し、保健所へ検査キットを運搬。
		17:00	AIに夕飯などを届ける。自宅待機することを確認 翌日の対応をLINEで職員に連絡 翌日のランチを届ける準備、週末にかけて金銭管理対応の実施 ヘルパー調整、GH調整、職員勤務調整 札幌市へのPCR検査対応 書類作成メール送信 陽性だった場合に備えて ・コロナ感染時対応 個別支援計画(作成済み) ・A行動把握書類 濃厚接触者可能性のピックアップ書類の用意
1月8日	金	9:00 ～11:00	Aの健康状態を確認 必要な物資など届ける 電話で利用者の検温、健康状況を確認 24時間対応利用者に職員を派遣
		11:00 ～13:00	必要なお宅に訪問対応
		15:00 ～16:00	電話で利用者の検温、健康状況を確認 特例措置対応書類作成 全員分
		17:00	③Aの検査結果の連絡がB事業所からあり、陰性を確認 →Aへ連絡 職員に一斉LINE 週明けからの勤務について確認 利用者・保護者・関係者に連絡 AIに夕食を届け、今後の生活について話す
1月12日			スタッフミーティングを行い、以下を確認 連休明けの利用者の健康状態確認すること 連絡があった日から2週間は、Aは調理の作業を休止。 A自宅の除菌対応
1月13日		10:30 ～13:00	A宅の除菌を実施

※障害の状況によっても配慮が違いため、個別支援・配慮が書かれたなコロナフェースシートが必要と考える

コロナ禍における当事業所の感染対策（2021 年 2 月現在）

特定非営利活動法人あじさいサポートネット

放課後等デイサービスあじさい2

管理者 丸田 一開

1. 事業所でのコロナウイルス感染対策のベースにしている資料

札幌市から発出されている資料に準じて対応をしています。

（1）新型コロナウイルス感染対策マニュアル（表紙～P35）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shingata_corona/documents/hyousi-p35.pdf

（2）新型コロナウイルス感染対策マニュアル（P36～巻末）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shingata_corona/documents/p36-kanmatu_3.pdf

（3）札幌市障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策ガイド

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/shingata_corona/documents/kansensyotaisakugaido.pdf

（4）新型コロナウイルス感染症対策研修動画

<https://youtu.be/dGH0a9VS34o>（管理者向け）

https://youtu.be/vCiUum9i_uY（サービス提供者向け）

<https://youtu.be/cU5uCiIojZQ>（防護服の着脱）

2. 各種研修への参加

基礎的な対策の他に事業所内で感染者が出た場合の適切な対応について学んでいます。

（1）「新型コロナウイルス感染への対応【施設等における取り組み】」

講師：日本看護協会認定 感染管理認定看護師 村中 生美先生

（2）障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策オンライン研修

「基礎編 1 感染症について正しく知ろう～新型コロナウイルス等の基礎知識と標準予防策」

講師：国立感染症研究薬剤耐性研究センター 第4室長 山岸 拓也先生

「基礎編 2 もしも感染が発生した場合の対応策」

講師：国立感染症研究薬剤耐性研究センター 第4室長 山岸 拓也先生

「応用編 1 事例に学ぶ～福祉施設で感染が発生したらどう動けばよいか？」

講師：社会福祉法人白根学園 光の丘支援課長 坂田 道啓先生

光の丘相談室係長 上村 祐作先生

「応用編 2 市中感染、家庭感染はこうして防ごう～施設職員のための注意ポイント～」

講師：公益社団法人日本看護協会看護研修学校認定看護師教育課程課長 渋谷 智恵先生

「応用編 6 通所系事業所における感染症対策の実例」

講師：NPO 法人 はる代表 河西 良介先生

3. 当事業所での取り組み例

(1) 非接触式手指消毒スプレー



(2) 加湿



(3) 使い捨てフキンの活用



(4) 透明パーテーションの活用



(5) その他

- ・スタッフは個々にアルコールボトルを常備し、もれなく手が荒れるくらい手指消毒を行っています。
 - ・昼食やおやつなど飲食の際は、パーティションで区切り個食としています。
 - ・送迎用車両は走行中の換気に加え、毎日次亜塩素酸ナトリウムで時間をかけてふき取りを行っています。
 - ・保護者会は従来通りの開催は難しいため、オンラインでの企画をしています。
 - ・この1年、密になる、あるいは感染リスクが生じる外出活動や調理活動、集団遊びなどは大幅に制限されています。しかし、コロナ禍でも安心してできる活動を子どもたちとスタッフが模索したり、共になって日々消毒作業を行う中で、スタッフの意識だけではなく、子どもたちの意識にも変化があったように思います。
- たとえ制約があっても、工夫次第でいろいろなことを実現できる喜びを各児が感じられるようにしていきたいと思っています。

2020年12月17日

保護者各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

施設長 〇〇 〇〇

【重要】重篤な感染症の対応について

拝啓

日頃より当法人の諸事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

皆様ご存知の通り新型コロナウイルス感染拡大しており、季節柄インフルエンザの流行の懸念も高くなっております。当法人の各事業所でも手指の消毒、物品の消毒の徹底を行い十分注意いたしておりますが、新型コロナウイルス罹患者及び濃厚接触者となった場合の対応を定めましたので、ご利用にあたり改めて下記の内容をよくお読みいただき、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

① 新型コロナウイルス・インフルエンザ等、重篤な症状、感染力の強い感染症の対応 「利用できない場合」

- ・すでに咳、発熱等[※] 風邪[※] の諸症状がある場合。
- ・同居している家族が罹患した場合。濃厚接触者と判断される場合。
- ・幼稚園、保育所、小学校、他事業所などにて罹患者がおり、閉鎖となった場合。
- ・PCR 検査を受けて結果を待っている場合。結果が陽性だった場合。

「利用できる場合」

- ・幼稚園、保育所、小中学校に罹患者がおらず予防措置として閉鎖となった場合。
- ・PCR 検査の結果が陰性で同居家族も同様に陰性だった場合。

※ PCR 検査を受ける場合は札幌市への報告義務がありますので必ずお知らせください。

② 利用に際しての必須事項

- ・軽度でも咳、鼻水、風邪の諸症状がある場合は利用を控えて下さい。
- ・利用前にご自宅で必ず検温して下さい。発熱がない事を確認させていただきます。
- ・乗車前に手指の消毒を行います。

③ 利用時間帯の対応について

- ・利用時間帯に濃厚接触者がいることが判明した時には、速やかに隔離した上で、他の利用者も帰宅していただきます。※ 詳細は裏面参照



新型コロナウイルス感染が疑われる利用者への対応について

(施設1)、(施設2)では、利用時間中に発熱、過度の咳が見られる利用者、来所後に濃厚接触者であることが判明した利用者について下記の対応を行います。

同居家族が罹患している場合、同居家族がPCR検査を受けており結果が出ていない場合は、濃厚接触者とみなし利用はできません。

感染拡大を防ぎ、他の利用者の安全を確保するための対処となります。ご理解とご協力下さい。

- ① 一階相談室を対応場所として他の利用者及び職員と接することが無いよう隔離します。
- ② 担当者は、一名のみとし、個人防護具（マスク、フェイスシールド、シャワーキャップ、ゴム手袋、ガウン等）を装着して対応に当たります。
- ③ 速やかに保護者へ連絡をとります。その場合、届けていただいている保護者職場まで連絡をとって速やかに帰宅及び希望の場所へ送ります。
感染拡大を防ぐためにも事業所にて待機することはできません。
- ④ 他の利用者も同様に速やかに帰宅していただきます。
- ⑤ 事業所内の消毒を行い、経過を確認する電話連絡を行います。
- ⑥ 札幌市、保健所の判断に従い必要に応じてPCR検査の実施をお願いします。
検査キットは、直接お届けするか郵送になります。
- ⑦ 改めて、その後の利用についてお知らせします。

新型コロナウイルス陽性者が認められた場合は、職員も含めて濃厚接触者となるため所定の期間は閉所となります。閉所期間中は、同意書をご提出していただいている方を対象に利用予定日に電話による相談支援を行います。この場合は、同意書の説明文にてお伝えしていますが、利用者上限負担額まで定額負担が発生します。あらかじめご理解、ご了承ください。